



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成20年12月8日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「(仮称)川崎小倉ショッピングセンター計画」に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 合同会社ジョイントアーク13 職務執行者 海田雅人
	指定開発行為の名称	(仮称)川崎小倉ショッピングセンター計画
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為) 商業施設の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区小倉字南耕地1658-35他
	指定開発行為の目的	商業施設の新設
	指定開発行為の内容	区域面積: 14,759㎡ 高さ: 19.9m 延べ面積: 34,200㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定: 平成21年 8月 完了予定: 平成22年 10月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間: 平成20年12月8日(月)から 平成21年1月21日(水)まで 土曜日、日曜日等閉庁日は除く ただし、幸区役所では第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行っています。 時間 川崎市: 午前8時30分から午後5時まで 横浜市: 午前8時45分から午後5時15分まで
	縦覧場所	川崎市: 幸区役所、日吉出張所及び本庁(環境局環境評価室) 横浜市: 鶴見区役所及び横浜市役所(環境創造局環境影響評価課)
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧の条例準備書(写し)について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限: 平成21年1月21日(水) (郵送の場合は、平成21年1月21日消印有効) 提出先: 川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2155 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm